

会員規約

この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、統括事業者の一般社団法人フリーランス連盟(以下「当連盟」といいます。)と運営業務委託先の株式会社ITFLが提携して提供する『フリーランス向けコミュニティ＆プラットフォーム(以下「会員サービス」または「本サービス」といいます。)』の規約を定めたものです。

本規約は、本サービスを利用する全ての方及び本サービスの利用を希望する方に適用されます。本サービスをご利用になる前に、本規約の内容をよくお読み下さい。本規約に同意されない場合は、本サービスを利用することはできません。

[第1条](目的)

当連盟は、フリーランス支援に関する活動を行い、フリーランスがより活躍できる社会実現に寄与することを目的とする。

[第2条](活動・事業の種類)

当連盟は、前条の目的を達成するためにフリーランス支援活動を行い、福利厚生提供をはじめ、次の事業を実施する。

- ①個人事業主(フリーランス)の支援
- ②各種メディアの企画及び運営
- ③各種イベントの企画及び運営
- ④異業種ビジネスマッチング及びコンサルティング
- ⑤各種営業代行
- ⑥システムの受託開発
- ⑦HP・WEBサービスの制作及び運営管理
- ⑧結婚相談及び出会い系の場の提供支援
- ⑨不動産の所有、管理、賃貸及びコンサルティング
- ⑩コワーキングスペースの運営
- ⑪前各号に附帯又は関連する一切の事業

[第3条](会員)

当連盟の会員は、レギュラーメンバー(旧: 正規会員)をはじめ、サポートメンバー、ビジネスメンバー、コラボパートナー、及びフェローを会員種別とする。その会員属性は、当連盟の目的に賛同し入会したフリーランス、会社員、法人とする。

[第4条](入会)

会員として入会しようとする者は、申込書を事務局に提出し事務局の承認を得るものとする。また、最低入会期間は正式加入月から起算して最低2ヶ月間とする。

[第5条](会費)

会員は、入会時に案内される会費を納入しなければならない。また、会費テーブルは当連盟の運営維持・向上の為、毎年更新される場合がある。

[第 6 条](退会)

会員は、[別紙](#)に定める退会案内及び留意事項に従い、退会届及び在籍時の所有物を事務局に提出して退会することができる。また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなし、退会処理を行う。

- ①本人が死亡したとき。
- ②会費を納入しなかったとき(未納期間最大2ヶ月目の支払い期日まで)。また、未納期間2ヶ月目末時点でもまだ未納分が残っているとき。
- ③再三の連絡をしたにもかかわらず連絡が取れないとき。
- ④会員としての定例業務を怠ったとき。
- ⑤MLMや投資を代表とする当連盟が認めていない業務の持ち込み及び紹介をしたとき。
- ⑥後述の禁止事項を破ったとき。

[第 7 条](個人情報)

事務局は当連盟で得た個人情報を当連盟の運営のためだけに利用し、外部提供を行わない。
(ただし警察等の国からの要望に関してはこの限りではない)

[第 8 条](機密保持)

会員は書面による事前の承諾なくして、知りえた相手方固有の業務上、技術上、販売上の機密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。

[第 9 条](雑則)

- ①当連盟に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。
- ②訴訟等の必要が生じた場合は、本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに予め合意する。
- ③当連盟に定めのない事項または本規約の条項に疑義が生じた時は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

[第 10 条](禁止事項)

- ①会員サービスの利用に際して、会員は、以下の各号に定める行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。
 - (1)法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (2)公の秩序または善良の風俗を害する行為
 - (3)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
 - (4)当連盟または第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為
 - (5)第三者になります行為または意図的に虚偽の情報を送信する行為
 - (6)第三者の個人情報その他のプライバシーに関する情報を不正に収集、開示、または提供する行為
 - (7)不正アクセス行為、第三者のアカウントを利用する行為、複数のアカウントを作成または保有する行為、その他これらに類する行為
 - (8)会員サービスの誤作動を誘引する行為
 - (9)会員サービスが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、または、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、または頒布を行う行為
 - (10)会員サービスまたは当連盟のサーバーに過度の負担をかける行為
 - (11)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを当連盟または第三者に送信し、または流布する行為
 - (12)本規約に違反し、または、会員サービスの趣旨目的に反する行為
 - (13)その他、当連盟が合理的に不適切と判断する行為

②会員は、アカウントおよび本契約の地位等の一切の権利および義務を第三者に譲渡、貸与、売却、担保差入およびその他の処分をしてはならないものとする。

[第 11 条](登録情報の変更)

会員として登録した情報(以下「登録情報」とする。)に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更をすること。登録情報の変更がなされなかつたことにより会員に生じた損害について、当連盟は責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われます。登録情報の変更内容を当該取引の相手方に通知する必要がある場合には、会員より当該相手方に直接すること。

Ver.1.0 2021年2月1日 新規作成

Ver.1.1 2023年4月1日 更新

Ver.1.2 2025年8月1日 更新